

接続約款変更届出書

平成 30 年 3 月 23 日

総務大臣 殿

郵便番号 163-8003

住所 とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめ ばん ごう
東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏名 けいでいーでいーあいかぶしきがいしゃ
K D D I 株式会社

代表取締役社長 たなか たかし
田中 孝司

登録年月日 平成 16 年 4 月 1 日

及び登録番号 第 3 号

連絡先 渉外部

電気通信事業法第 34 条第 2 項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	平成 30 年 3 月 31 日
------	------------------

接続約款変更届出書

平成 30 年 3 月 23 日

総務大臣 殿

郵便番号 900-8540

住所 おきなわけん な は しまつやまいっちょうめ ばん ごう
沖縄県那覇市松山一丁目 2 番 1 号

氏名 おきなわ でんわかぶしきがいしゃ
沖縄セルラー電話株式会社

代表取締役社長 ゆあさ ひで
湯浅 英雄

登録年月日 平成 16 年 4 月 1 日

及び登録番号 第 71 号

連絡先 運用管理部

電気通信事業法第 34 条第 2 項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	平成 30 年 3 月 31 日
------	------------------

電気通信事業法第 34 条第 2 項に基づく第 2 種指定電気通信設備との接続に係る接続約款の新旧対照

新		旧													
料金表 第 1 表 接続料金 第 1 網使用料 1 適用 (略)		料金表 第 1 表 接続料金 第 1 網使用料 1 適用 (略)													
網 使 用 料 の 適 用		網 使 用 料 の 適 用													
(1) 網使用料の適用対象	(略)	(1) 網使用料の適用対象	(略)												
(2) <u>削除</u>	<u>削除</u>	(2) 網使用料の適用区分	当社は、端末接続機能の提供においては、次の区分により網使用料を適用します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ア 区域内料金</td> <td>相互接続点（専ら第 2 種指定電気通信設備相互間を接続するために設置された専用回線との接続に係るものを除きます。）と契約者回線等との間の相互接続通信が（3）（料金適用ブロック表）に定める同一ブロック内に終始する通話に適用する料金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">イ 区域外料金</td> <td>ア以外のもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	ア 区域内料金	相互接続点（専ら第 2 種指定電気通信設備相互間を接続するために設置された専用回線との接続に係るものを除きます。）と契約者回線等との間の相互接続通信が（3）（料金適用ブロック表）に定める同一ブロック内に終始する通話に適用する料金	イ 区域外料金	ア以外のもの						
区 分	内 容														
ア 区域内料金	相互接続点（専ら第 2 種指定電気通信設備相互間を接続するために設置された専用回線との接続に係るものを除きます。）と契約者回線等との間の相互接続通信が（3）（料金適用ブロック表）に定める同一ブロック内に終始する通話に適用する料金														
イ 区域外料金	ア以外のもの														
(3) <u>削除</u>	<u>削除</u>	(3) 料金適用ブロック表	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">ブロック</th> <th style="text-align: center;">都 道 府 県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>北海道</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>長野県、静岡県、愛知県、三重県、岐阜県</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>富山県、石川県、福井県</td> </tr> </tbody> </table>	ブロック	都 道 府 県	1	北海道	2	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県	3	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県	4	長野県、静岡県、愛知県、三重県、岐阜県	5	富山県、石川県、福井県
ブロック	都 道 府 県														
1	北海道														
2	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県														
3	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県														
4	長野県、静岡県、愛知県、三重県、岐阜県														
5	富山県、石川県、福井県														

新		旧			
		6	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県		
		7	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県		
		8	徳島県、香川県、愛媛県、高知県		
		9	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県		
		10	沖縄県		
(略)		(略)			
2 料金額		2 料金額			
2-1 端末接続機能		2-1 端末接続機能			
区 分	単 位	区 分		単 位	料 金 額
端末接続機能	1 秒ごとに	端末接続機能	区域内料金	1 秒ごとに	0.056614円
			区域外料金	1 秒ごとに	0.071124円
2-2 MNP転送機能		2-2 MNP転送機能			
区 分	単 位	区 分		単 位	料 金 額
MNP転送機能	1 秒ごとに	MNP転送機能		1 秒ごとに	0.013563円
(略)		(略)			
2-4 WIN直収バケット接続機能		2-4 WIN直収バケット接続機能			
区 分	単 位	区 分	単 位	料 金 額	備考
WIN直収バケット接続機能	10Mbpsのもの	WIN直収バケット接続機能	10Mbpsのもの	922,817円	月額
	10Mbpsを超える1Mbpsごとに		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	92,281円	月額
2-4の2 LTE直収バケット接続機能		2-4の2 LTE直収バケット接続機能			
区 分	単 位	区 分	単 位	料 金 額	備考
LTE直収バケット接続機能	10Mbpsのもの	LTE直収バケット接続機能	10Mbpsのもの	858,335円	月額

新				旧			
	10Mbpsを超え る1Mbpsごとに	<u>76,563円</u>	月額		10Mbpsを超え る1Mbpsごとに	85,833円	月額
2-5 MVNO回線管理機能				2-5 MVNO回線管理機能			
区 分	単 位	料 金 額	備 考	区 分	単 位	料 金 額	備 考
MVNO回線管理機能	1契約者回線ごとに	<u>88円</u>	月額	MVNO回線管理機能	1契約者回線ごとに	82円	月額
2-6 文字メッセージ通信接続機能				2-6 文字メッセージ通信接続機能			
区 分	単 位	料 金 額		区 分	単 位	料 金 額	
文字メッセージ通信接続機能	1通信ごとに	<u>0.52481円</u>		文字メッセージ通信接続機能	1通信ごとに	0.57322円	
第2 網改造料				第2 網改造料			
2 料金額				2 料金額			
2-2 年額料金の算定に係る比率				2-2 年額料金の算定に係る比率			
区 分		内 容		区 分		内 容	
諸掛費率		0.085		諸掛費率		0.085	
設備管理費率	法定耐用年数期間内	<u>0.094</u>		設備管理費率	法定耐用年数期間内	0.096	
	法定耐用年数経過後	<u>0.068</u>			法定耐用年数経過後	0.072	
第2表 工事費				第2表 工事費			
2 工事費の額				2 工事費の額			
2-1 年額料金の算定に係る比率				2-1 年額料金の算定に係る比率			
区 分		単 位	料 金 額	区 分		単 位	料 金 額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 直収パ ケット接 続に係る データ設 定工事費	(略)	(略)	(略)	(2) 直収パ ケット接 続に係る データ設 定工事費	(略)	(略)	(略)
	第6条(標準的な接続箇所)表 中第2欄に規定する接続箇所 における接続に係る工事のうち接	1工事ご とに	<u>65,800円</u>		第6条(標準的な接続箇所)表 中第2欄に規定する接続箇所 における接続に係る工事のうち接	1工事ご とに	63,400円

新				旧			
		続帯域幅の変更に係る工事に要する費用				続帯域幅の変更に係る工事に要する費用	
(略)				(略)			
2-3 2-2に適用する作業単金				2-3 2-2に適用する作業単金			
区 分		単 位		料 金 額		料 金 額	
作業単金		一人あたり1時間ごと		6,580円		作業単金	
						一人あたり1時間ごと	
						6,340円	
(略)				(略)			
第4表 その他の費用				第4表 その他の費用			
第1 auICカードの貸与に係る費用の額				第1 auICカードの貸与に係る費用の額			
区 分		単 位	形 状	費用の額	備 考	区 分	
auICカードの貸与に係る費用	auICカードの貸与に係る請求をし、当社が承諾したときに要する費用	1枚ごと	「Mini-UICC」、又は「4FF」	230円	WIN直収ポケット接続機能及びLTE直収ポケット接続機能での利用が可能です。発注枚数などの条件により変更する場合があります。	auICカードの貸与に係る費用	auICカードの貸与に係る請求をし、当社が承諾したときに要する費用
				406円	WIN直収ポケット接続機能及びLTE直収ポケット接続機能での利用が可能です。発注枚数などの条件により変更する場合があります。		
(略)				(略)			
附 則				附 則			
(略)				(略)			
区 分		単 位		料 金 額		備 考	
WIN直収ポケット接続機能		2Mbpsのもの		173,680円		月額	
		2Mbpsを超える		86,840円		月額	
		1Mbpsごとに					
区 分		単 位		料 金 額		備 考	
WIN直収ポケット接続機能		2Mbpsのもの		184,563円		月額	
		2Mbpsを超える		92,281円		月額	
		1Mbpsごとに					

新

旧

(略)

附 則 (平成30年3月31日 K D D I 移企調第1720号及び O C T 技第17-188号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成30年3月31日から実施します。ただし、この改正規定のうち、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1(端末接続機能)に規定する料金額については、平成30年4月1日から実施します。

(網使用料に関する経過措置)

2 当社は、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1(端末接続機能)の規定にかかわらず、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間については次に定める料金額を遡及適用します。

2-1 適用

網 使 用 料 の 適 用

(1) 網使用料の適用区分

当社は、端末接続機能の提供においては、次の区分により網使用料を適用します。

区 分	内 容
ア 区域内料金	相互接続点（専ら第2種指定電気通信設備相互間を接続するために設置された専用回線との接続に係るものを除きます。）と契約者回線等との間の相互接続通信が(2)(料金適用ブロック表)に定める同一ブロック内に終始する通話に適用する料金
イ 区域外料金	ア以外のもの

(2) 料金適用ブロック表

ブロック	都 道 府 県
1	北海道
2	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県
3	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県
4	長野県、静岡県、愛知県、三重県、岐阜県
5	富山県、石川県、福井県

新			旧		
	6	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県			
	7	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県			
	8	徳島県、香川県、愛媛県、高知県			
	9	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県			
	10	沖縄県			
2-2 料金額					
<u>区 分</u>		<u>単 位</u>	<u>料 金 額</u>		
端末接続機能	区域内料金	1秒ごとに	0.053823円		
	区域外料金	1秒ごとに	0.067780円		